

助成金の対象となる職員の皆様へ

認証保育所

世田谷区保育士等 処遇改善助成金

詳しい制度については、裏面をご確認ください。



月120時間以上保育に従事している保育士等を対象に、月1万円を上限に賃金改善の補助を行う制度です。

世田谷区保育士等処遇改善助成金のご案内(認証保育所職員向け)

1 本事業の目的・制度

本制度は、保育人材の安定的な確保を目的として、平成28年10月より実施している事業であり、施設が、以下の①～③の条件を満たす職員に行った賃金改善に要した費用について、1人あたり月額1万円を上限として補助するものです。

- ①保育士、保健師又は看護師の資格を有する者であること
- ②月120時間以上勤務していること
- ③施設長でないこと

2 助成金の支給の仕組み

施設は、本制度を活用し、助成金相当額を職員の皆さまへ賃金として支給します。
施設は、職員へ支給した額について、助成金として区に請求します。



3 賃金改善の内容

助成金は、以下のような形で支給されます。

- ・基本給の引き上げ
 - ・各種手当の支給
 - ・一時金(賞与等)
- ※支給方法や金額は施設により異なる場合があります。

4 職員の皆さまに確認していただきたいこと

- ・助成制度に基づく賃金改善の内容について、施設から説明を受けているか
 - ・給与明細等において、手当や賃金の増額が反映されているか
- ご不明な点がある場合は、施設へご確認ください。

5 施設の責務

施設は、助成金について以下を遵守する必要があります。

- ・補助金の適正な管理および支給
- ・職員への説明
- ・正確な書類の作成および区への報告

6 不支給が発覚した場合の相談窓口

勤務する施設において、万が一助成金の不支給等があった場合、区の相談窓口までご相談ください。
相談窓口: 世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当
電話番号: 03-5432-2324